

### 知っていますか!!



毎月10日は  
自転車安全利用の日

# 埼玉駐在所便り

#### ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



車道では、前後左右の車の動きに注意しましょう。13歳未満の子どもと70歳以上の高齢者等は、歩道のある道路では歩道を通行することができます。

#### ② 車道は左側を通行

車道の左端に寄って走りましょう。



#### ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

#### ④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



#### ⑤ ヘルメットを着用



2023年4月から自転車に乗る人すべてに対してヘルメット着用が「努力義務」になりました。自転車乗車中の事故ではヘルメットを着用しないと死亡率が約3倍に!!

## 自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

令和6年11月1日  
道路交通法の改正

### 酒気帯び運転および幫助

#### 運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。(停止中の操作は対象外)



違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

その電話! サギじゃない! 家族に確認を!

その電話！サギじゃない！家族に確認を！



# 知っていますか!!

毎月10日は  
自転車安全利用の日



- 行田市では税込み3,000円以上の新品の乗車用ヘルメットを購入した方へ2,000円の行田商店共通商品券を交付します。詳しくは、市HPか行田市交通対策課交通安全グループ(048(556)1111)までお問合せください。
- ⑤

ヘルメットを着用

## 酒気帯び運転:

交通の危険を生じさせた場合、

**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

運転免許証の更新や高齢者講習の受講、車

庫証明等の申請手続きで

使用できるようになります

お手続きの際は、クレジット

などのキャッシュレス手段をご用意ください。

使用できるキャッシュレス手段など、詳しくは埼

玉県警察または埼玉県出納総務課ホームページ

をご覧ください。

収入証紙は令和

令和6年1月以降

はできなくなります。

自転車の提供者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、

**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

司乗

た。

**手数料の支払いが**

その電話! サギじゃない! 家族に確認を!

## キャッシュレスに！

運転免許証の更新や高齢者講習の受講、車庫証明等の申請手続でキャッシュレス決済が使用できるようになりました。

お手続の際は、クレジットカード、電子マネーなどのキャッシュレス手段をご用意ください。

使用できるキャッシュレス手段など、詳しくは埼玉県警察または埼玉県出納総務課ホームページをご覧ください。

なお、従来使用していた埼玉県収入証紙は令和5年12月末で販売が終了し、令和6年1月以降は、窓口で現金でのお支払いはできなくなります。

その電話！サギじゃない！家族に確認を！